

墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金及び墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金の不当利得返還等請求に係る訴えの提起について

1 事件名

不当利得返還等請求事件

原告 墨田区

被告 ●●●●●●●●●● ●●●● ●● ●●

2 訴訟の目的の価額（返還請求額）

13,765,682円

3 事件の概要

被告は、令和2年5月15日に墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱に係る補助金（以下「補助金①」という。）及び墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金交付要綱に係る補助金（以下「補助金②」という。）の交付申請を行い、令和2年7月10日に墨田区は補助金①及び補助金②（以下「本件補助金」という。）を事業の廃止をするに当たって事前に墨田区の承認を受けること等の補助条件を付した上で交付することを決定した。

令和2年10月27日に被告は、補助条件である墨田区の承認を受けずに本件補助金に係る事業所の事業の廃止届を東京都に提出したことから、本件補助金の一部に不当利得が発生した。

本件補助金の不当利得については、墨田区は令和2年11月2日に、被告が補助条件に反していることから、本件補助金の交付決定の一部を取り消すとともに、被告に交付した補助金の一部を返還するよう命じた。その後も、被告に対し、納付誓約書の徴取により返還請求を行ってきたが履行されないため、訴えを提起する。

なお、本件訴訟において必要があるときは、上訴をすることができるものとする。

4 訴えの提起に至るこれまでの経緯

令和2年 5月15日 被告は、墨田区に対し、本件補助金の交付申請を行った。

令和2年 7月10日 墨田区は、被告に対し、事業の廃止をするに当たって事前に墨田区の承認を受けること等の補助条件を付した上で本件補助金を交付することを決定し、令和2年7月29日に補助金②として4,554,000円を、令和2年7月31日に補助金①として11,639,500円をそれぞれ交付した。

- 令和2年10月27日 被告は、補助条件である墨田区の承認を受けずに本件補助金に係る事業所の事業の廃止届を東京都に提出した。
- 令和2年11月 2日 墨田区は、被告が補助条件に反していることから、本件補助金の交付決定の一部を取り消すとともに、被告に交付した補助金①のうち10,177,682円、補助金②のうち3,663,000円の合計13,840,682円を、同月20日までに返還するよう命じた。
- 令和3年 2月12日 被告は、墨田区に対して補助金①に係る返還金の支払の一部として、75,000円を納付した。これにより、被告が墨田区に対して返還すべき金員（以下「本件返還金」という。）は、13,765,682円となった。
- 令和3年 6月23日 被告は、納付誓約書を提出し、本件返還金13,765,682円の滞納があること、第1回の支払日を同年7月31日とし700,000円を納付すること等について墨田区と合意した。